

端末延長保証契約約款  
笠岡放送株式会社

## 笠岡放送株式会社端末延長保証契約約款

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 約款の範囲
- 第4条 定義
- 第5条 本サービスの内容
- 第6条 利用契約の単位
- 第7条 本サービスの提供除外事由
- 第8条 申込
- 第9条 契約期間
- 第10条 本サービスの利用手続き
- 第11条 料金等
- 第12条 料金等の支払い
- 第13条 遅延損害金
- 第14条 債権譲渡
- 第15条 本サービスの利用制限
- 第16条 禁止行為
- 第17条 本サービスの内容を変更すること
- 第18条 本サービスの終了
- 第19条 免責
- 第20条 本契約者らによる契約の解約
- 第21条 当社による契約の解約
- 第22条 権利および義務の譲渡禁止
- 第23条 法令に規定する事項
- 第24条 分離可能性
- 第25条 準拠法
- 第26条 専属的同意管轄裁判所
- 第27条 故障の送付
- 第28条 故障端末の送付
- 第29条 故障端末のデータ消去
- 第30条 違約金

#### 第1条（約款の適用）

- 1 本契約には、ゆめふおん端末延長保証契約約款（以下「本約款」といいます。）が適用されます。
- 2 本約款は、ゆめふおん契約約款（以下「基本約款」といいます。）の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
- 3 基本約款と本約款が抵触する場合、本約款が優先して適用されます。

#### 第2条（約款の変更）

- 1 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、本約款が変更された後の端末保証サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に係る料金その他の提供条件は変更後の本約款によります。
- 2 変更後の本約款は、当社がウェブサイト上（<http://home.kcv.ne.jp/>）に掲載した時点から効力が生じるものとします。

#### 第3条（約款の範囲）

本約款は、本契約者、親権者等の法定代理人及び法人の代理契約者（以下「本契約者ら」といいます。）と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

#### 第4条（定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ゆめふおん	当社がゆめふおん契約約款に基づいて提供するサービス。
ゆめふおん契約	当社からゆめふおんの提供を受けるための契約。
ゆめふおん申込者	当社第1種インターネット接続サービスの契約者で、当社からゆめふおんの提供を受けるための契約を申し込む者（以下「申込者」といいます。）。
ゆめふおん契約者	当社とゆめふおん契約を締結している者。
サービス利用契約	本約款に基づき、当社から本サービスの提供を受けるための契約。
本契約者	ゆめふおん契約者で、当社とサービス利用契約を締結している者。
保証対象事故	自然故障（メーカー保証期間1年間は除きます。）、破損、水濡れの事故（紛失・盗難・自然災害は除きます。）。
登録端末	当社が指定する端末のうち契約者らがゆめふおん契約の申し込みと同時に購入し、当社の顧客管理システムに登録された端末をいいます。但し、電池パック等の付属品は本サービスの対象ではありません。
交換端末	保証対象事故が生じた場合に、登録端末と交換に当社が提供する端末

	をいいます。
故障端末	故障した登録端末をいいます。

#### 第5条（本サービスの内容）

- 1 本サービスは、登録端末に保証対象事故が生じた場合に、登録端末を交換端末と交換できるサービスとなります。
- 2 当社は、利用料金等の支払いがない、または遅延している本契約者には、支払いの履行があるまで、本サービスの提供を保留することができるものとします。
- 3 本サービスを利用できるのは、第8条に定める契約期間内において、3回までとします。

#### 第6条（利用契約の単位）

本サービスは、1契約につき、最大1台の登録端末で利用することができます。

#### 第7条（本サービスの提供除外事由）

保証対象事故の発生が、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、当社は本サービスを本契約者らに提供いたしません。

- (1) 本契約者らの故意または重大な過失
- (2) 本契約者らの犯罪行為
- (3) 端末に分解等（分解、改造及び部品の交換等）を施した場合、これらに着手した後に生じた損害
- (4) 端末に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- (5) 直接であると間接であるとを問わず、端末の欠陥によって生じた損害
- (6) 直接であると間接であるとを問わず、端末の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、鼠喰いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害
- (7) 詐欺または横領によって生じた損害
- (8) 直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた場合を除きます。
- (9) 盗難、紛失または置き忘れによって生じた損害
- (10) 本契約者が、端末を廃棄または第三者に譲渡した場合
- (11) 火災、地震、水害、落雷などの天災地変ならびに公害などによって生じた損害
- (12) かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみ、または焦げ等、端末の機能に直接関係のない外形上の損傷
- (13) 自力救済行為等により生じた損害

## 第8条（申込）

- 1 本サービスの利用を希望する者は、本約款に同意の上、当社所定の方法により、本サービスの利用を申し込むものとします。ただし、本サービスは、ゆめふぉん契約の申し込みと同時に、当社が指定する端末を購入する場合に限り、申し込むことができるものとします。
- 2 当社は、当社の定める基準に基づき、本サービスの申し込みを承諾するものとします。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申し込み内容に虚偽事項、誤記または記入漏れがあるとき。
  - (2) 当社が提供するサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
  - (3) 当社が不適切と判断したとき。
  - (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

## 第9条（契約期間）

- 1 本契約は、当社が本サービスの申し込みを承諾した時点で成立するものとします。
- 2 本契約の利用料金の課金開始日は、ゆめふぉん契約における課金開始日と同一日とします。
- 3 本サービスには最大利用期間があります。最大利用期間は本サービスの課金開始日の属する月から起算して3年間とします。

## 第10条（本サービスの利用手続き）

本契約者らは、本サービスを利用する場合、当社が定める方法、条件に従い、当社に申し込みをするものとします。

## 第11条（料金等）

- 1 本サービスの利用料金、端末交換時のご負担金（以下「利用料金等」といいます。）は、別表で定める料金表によります。
- 2 本契約者らは、本サービスの課金開始日から本契約の解約があった日の属する月の末日までの期間について、利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じた場合においても、申込者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- 4 利用料金について、日割計算はいたしません。
- 5 本契約者らは、料金表に定める金額に消費税相当額を加算した金額を支払うものとします。なお、税抜価格の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。

#### 第 12 条 (料金等の支払い)

- 1 本契約者らは、利用料金等を当社所定の方法により支払うものとします。
- 2 利用料金等の支払いの履行遅延があった場合または事由の如何を問わず利用料金等の支払いの確認ができなかった場合、当社より、当社所定の方法により再請求を行います。その際、当社が別途定める再請求にかかる事務手数料を利用料金等に加算して請求させていただきます。この場合の事務手数料は請求された本契約者の負担とします。
- 3 本契約者が未成年等の理由により、親権者等の法定代理人の同意が本契約時になされている場合は、親権者等の法定代理人も本契約者同様に利用料金等の支払い義務を負うものとします。
- 4 当社は、本約款において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が本契約者より受け取った利用料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。

#### 第 13 条 (遅延損害金)

- 1 本契約者らが、当社に対し支払うべき債務の支払いを遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、年 14.6%の割合で計算して得られた額を遅延損害金として支払うものとします。なお、本契約者らが期限の利益を喪失した場合は、次項の規定を適用するものとします。
- 2 本契約者らが、期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、年 14.6%の割合で計算して得られた額を遅延損害金として支払うものとします。

#### 第 14 条 (債権譲渡)

当社は、本契約に基づき本契約者らに対し有する債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、本契約者らは、当該債権の譲渡および当社が本契約者らの個人情報譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

#### 第 15 条 (本サービスの利用制限)

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約者らに事前に通知することなく、本サービスの利用制限を行うことができるものとします。
  - (1) 本サービスのシステムについて故障、保守、メンテナンスを行う場合。
  - (2) 戦争、暴動、騒乱、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が困難であると判断した場合。
  - (3) 本契約者らが、次条の各号に該当する行為を行った場合。
  - (4) 当社が業務上やむを得ないと判断した場合。
- 2 前項により当社が本サービスの利用制限を行った場合、当社は本契約者らに対し、何ら

責任を負わないものとします。

#### 第 16 条（禁止行為）

当社は、本契約者らが本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本サービスを不正な目的をもって利用する行為
- (2) 当社または第三者に損害を与える行為
- (3) 本約款に違反する行為
- (4) 法令、公序良俗に違反する行為
- (5) その他当社が不適切と判断する行為

#### 第 17 条（本サービスの内容を変更すること）

- 1 当社は、当社の事情により、本サービスの内容を変更することができるものとします。
- 2 前項により当社が本サービスの内容を変更した場合、当社は本契約者及び親権者等の法定代理人に対し、何ら責任を負わないものとします。

#### 第 18 条（本サービスの終了）

- 1 当社は、本契約者らに事前に通知または公表することにより、本サービスの全部または一部を終了することができるものとします。
- 2 前項により当社が本サービスを終了した場合、当社は本契約者らに対し、何ら責任を負わないものとします。

#### 第 19 条（免責）

当社は、本サービスの提供により、本契約者らに損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 20 条（本契約者らによる契約の解約）

- 1 本契約者らは、当社に対し、当社の指定する方法で通知をすることにより、本契約を解約することができるものとします。
- 2 解約通知を当社が当月 25 日までに受領した場合は、受領した月を契約解約月として取り扱います（26 日以降は翌月末付での解約となります。）。また、当該契約解約月を本サービスの利用終了月と定めます。

#### 第 21 条（当社による契約の解約）

- 1 本契約者らが、ゆめふおん契約を解約した場合、同時に、本契約も解約されるものとします。

2 当社は、本契約者らが次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに本契約を即時解約できるものとします。なお、この場合、本契約者らが当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解約することがあることを本契約者らは予め了承するものとします。

- (1) 機種変更等の理由により登録端末が変更されたとき。
- (2) 本契約者らが、本約款に違反したと当社が判断したとき。
- (3) 本契約を継続することが不相当と当社が判断したとき。

3 本契約が解約された場合、本契約者らは、本契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

4 事由の如何を問わず、本契約が終了した場合における本サービス利用中に係る本契約者らの一切の債務は、本契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

#### 第 22 条（権利および義務の譲渡禁止）

本契約者らは、本契約に基づき生じる権利および義務について、譲渡、移転または担保権の設定をすることはできないものとします。

#### 第 23 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第 24 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

#### 第 25 条（準拠法）

本約款は、日本国法を準拠法とします。

#### 第 26 条（専属的同意管轄裁判所）

本契約者らは、本約款または本サービスに関する紛争は、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第 27 条（交換端末の送付）

1 当社は、第 8 条（申込）に基づき本契約者らから端末交換の申し込みを受けた場合、申し出内容を精査し、端末交換の対象となると判断したときは、端末交換を申し込まれた端



末1台につき、以下に定める商品を、ゆめふぉん契約の申し込み時に登録された本契約者の住所に当社が定める方法により配送します。

2 当社が本契約者に提供する交換端末は、原則として、端末交換を申し込まれた端末と同一機種および同一カラーとします。ただし、登録端末と同一機種または同一カラーの端末の提供が在庫不足等の理由により困難な場合は、当社が指定する機種またはカラーの端末とします（これにより、本契約者は、交換端末で利用できる機能、サービスまたは料金等が変更になる場合があります。）。

3 交換端末のOSバージョンは、本契約者が端末交換を申し込まれた端末のOSバージョンと異なる場合があります。

4 交換端末には、電池パックのほかは、原則として付属品その他の商品は含まれないものとします。ただし、第2項ただし書きに基づき、当社が本契約者に対し、交換を申し込まれた端末と異なる機種の端末を交換端末として提供する場合は、当該端末の付属品各1個も併せて配送します。

5 本契約者の不在または住所の誤り等により、当社が端末交換の申し込みを承諾した日から2週間を経過しても交換端末の配送が完了しなかった場合は、端末交換の申し込みは取り消されたものとみなします。

#### 第28条（故障端末の送付）

1 本契約者は、交換端末を受領した場合、当社が指定する期限（以下「送付期限」といいます。）内に、故障端末、その電池パック等当社が指定する物品を、当該受領日から2週間以内に、当社指定の以下の返送先住所に交換端末と同封されている返信用袋に入れて送料当社負担にて返却するものとします（SIMカード等、外部メモリ媒体および付属品その他の製品を除いた状態で送付してください。）。ただし、本契約者のご希望により、本契約者の負担で本契約者の指定する宅配業者を用いて返却できるものとします。

返却先住所	〒714-0018 岡山県笠岡市笠岡 4295-6 笠岡放送株式会社 行
-------	---

2 本契約者が当社の指定する物品等以外の物品を送付した場合、当社は、本契約者が送付した当該物品の所有権その他一切の権利を放棄したとみなし、本契約者はこれに異議を唱えないものとします。また、当社は、本契約者に対し、当該物品および当該物品に含まれる情報等の取扱いおよび返送について一切の責任を負いません。

#### 第29条（故障端末のデータ消去）

本契約者は、故障端末の送付前に、故障端末内に記録された一切のデータ（故障端末の出荷時点で記録されていたデータ等本契約者では消去できないデータは除きます。）を全て消去しなければなりません。当社へ受け渡された故障端末にデータが保存されていた場合であっても、当社は、当該データに関する損害について、一切の責任を負いません。また、

故障端末に記録されたデータの交換端末への移行は、本契約者自身の責任で実施するものとします。

### 第 30 条（違約金）

1 申込者および本契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、当社が指定する支払期日までに違約金として端末の機種毎に当社が定める以下の表の金額を、当社が指定する支払方法に従い、支払うものとします。

(1) 第 28 条の定めに違反し、故障端末が送付期限内に当社に送付されなかった場合

(2) 本約款の定めに違反して端末交換を申し込んだ場合

機種	違約金
(freetel) priori2	13,200 円（税抜表記）
(HUAWEI) P8lite	30,000 円（税抜表記）
(ASUS) ZenPad8.0	26,400 円（税抜表記）
(FUJITSU) arrows M02	30,000 円（税抜表記）
(HUAWEI) nova lite	21,600 円（税抜表記）

2 当社は、申込者および本契約者らが支払った利用料金等および違約金については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、返金および減免等に応じないものとします。

笠岡放送株式会社 ゆめふぉん端末延長保証料金表

1 表記説明

- (1) 特記事項なき料金は、1台（単位）あたりの月額料金です。  
 (2) 税抜表記です。

端末名	月額費用	免責金額 (1回目)	免責金額 (2回目)	免責金額 (3回目)
priori2	200円	3,000円	5,000円	5,000円
P8lite	500円	8,000円	12,000円	12,000円
ZenPad8.0	400円	6,000円	10,000円	10,000円
arrowsM02	500円	8,000円	12,000円	12,000円
nova lite	200円	6,000円	9,000円	10,000円

附 則 （平成 27 年 7 月 31 日 制定）

- 1 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付けることができますものとしてします。
- 2 本約款は、平成 27 年 8 月 1 日から施行します。

附 則 （平成 28 年 2 月 22 日 改正）

この改正規定は、平成 28 年 3 月 6 日から実施します。

附 則 （平成 28 年 3 月 20 日 改正）

この改正規定は、平成 28 年 4 月 3 日から実施します。